

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

白岡市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 埼玉県第2期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

保険税水準の統一により、被保険者の負担が大きく変動する場合もあり、負担と受益の公平性の観点から、県内全市町村において、同等の被保険者サービスの提供や医療費適正化対策に取り組む必要があるなど、様々な課題があると考えております。

保険税水準統一については、段階を踏んでこういった課題解決に取り組みながら、県と共に慎重に検討してまいります。

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

将来的には県内の保険税率の統一を図るため、赤字補てん目的以外の法定外繰入についても段階的に繰入をなくす方向で検討が行われている状況から、法定外の繰入に関しては今後厳しいものになると考えております。

しかしながら、国保事業の安定運営や高すぎる国保税の緩和のためには、国費の更なる投入は必要であると考えますので、今後も機会を捉え、引き続き県を通じ国に要望してまいりたいと考えております。

(2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

現在、市町村は県に対し、国保事業費納付金を納付し、県は市町村に対し、保険給付に要する費用として国民健康保険給付費等交付金を交付しております。

この事業費納付金の納付額につきましては、所得水準や医療費水準を考慮し、国が定める基準に従って県が各市町村の納付額を決定するものです。

市町村は県から示される納付金を充足するだけの額を国民健康保険税で賄うことが原則で、その保険税の標準基礎課税総額は、応能割・応益割で構成されております。

今後、一人あたりの医療費は伸びていくとの想定がされる一方、被保険者数の減少が見込まれるなど、今後も国保財政は厳しい運営を余儀なくされることが予想されております。

そのため、応能割のみでは十分な財源の確保は困難であり、配慮は必要ですが受益に対する応分の御負担をいただくこともやむを得ないものと考えております。

なお、所得が一定額以下の世帯に対しましては、その所得の状況に応じ、均等割額の7割、5割、または2割が軽減されており、令和4年度は軽減枠の拡大などはなかったものの、直近では、令和2年度に5割及び2割軽減の対象が拡大されております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が減少した世帯に対しての減免などのいくつかの減免制度がございますので、広報や市のHPなどを通じ、対象者への周知を徹底してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

国民健康保険税の均等割額は、全ての被保険者が等しく保険給付を受ける権利があることから、受益に応じて賦課されることが原則とされており、各世帯の被保険者の人数に応じた均等割額が算定されております。そのため、被保険者である子どもについても同様に算定されております。

令和4年度から、未就学児に係る均等割額の軽減措置が導入されましたが、子どもに係る均等割の軽減対象及び財政支援の更なる拡大につきましては、少子化対策や子育て支援の観点から重要な課題と認識しておりますので、今後も引き続き、国に要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

今般の国保の制度改正（国保の都道府県化）による財政上の目的は、赤字補てんを目的とした一般会計からの法定外繰入を段階的に削減し、国保財政の安定化を図ることです。

また、将来的には県内の保険税率の統一を図るため、赤字補てん目的以外の法定外繰入についても段階的に繰入をなくす方向で検討が行われている状況から、法定外の繰入に関しては今後厳しいものになると考えております。

国保事業の安定運営のためには、国民健康保険税に依らざるを得ない面が大きいものの、国保加入者の皆様への御負担の緩和も検討していくことが必要となるものでございます。

なお、平成30年度から国保の財政運営の責任主体が都道府県となった際に大幅な公費の拡充が行われましたが、国保事業の安定運営や高すぎる国保税の緩和のためには、国費の更なる投入は必要であると考えますので、今後も機会を捉え、引き続き県を通じ国に要望してまいります。

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

国民健康保険税の滞納状況によっては、短期保険証を交付することがありますが、有効期限が6か月であること以外は、通常の保険証と同様に使用することができます。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

保険証につきましては、留置はせず、郵送しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

現在、埼玉県からの強い指導もあり、資格証明書の交付する体制を整えているところでございます。

なお、運用に際しては、納付資力があるにもかかわらず国保税を納付しないなど、一定の者に限るものとする予定です。

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

生活が著しく困難となり、国民健康保険税の支払いが困難であると判断するための基準を生活保護基準としております。

また、法定による軽減割合については、所得状況に応じ、7割・5割・2割の軽減を採用しており、令和4年度は軽減枠の拡大などはなかったものの、令和2年度には5割及び2割軽減の対象が拡大されたほか、令和4年度からは未就学児の均等割について、公費による2分の1の軽減が開始されました。

今後も、被保険者個々の生活状況を十分に伺い、生活保護等の他の法律の制度利用なども踏まえて対応してまいります。

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税の減免につきましては、令和4年度も国の基準に準じて実施しており、広報やホームページに加え、納税通知書に減免の案内を同封するなど併用して周知を行っております。

なお、令和4年度は国の基準どおりの減免を実施しても、国の全額財政支援が行われず、市の負担が生じる予定となっておりますが、現在、全国知事会が国による全額支援を要望しているところですので、今後も動向を注視してまいりたいと考えております。

(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

当該制度につきましては、災害などの特別な事業がある場合に限り認められるべきものがありますことから、制度の拡充に関しては予定しておりません。

しかしながら、窓口等で相談があった場合には、被保険者の個々の事情などを十分に考慮し、生活保護などの他制度の利用も踏まえて対応してまいりたいと考えております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

現行の申請書につきましては、一部負担金の減免等の必要性を審査するために収入状況などを記入していただくものですが、引き続き簡便な申請書について、先進事例などを研究してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

一部負担金の減免などの申請におきましては、収入状況などの審査が必要となりますことから、医療機関の窓口での対応が難しいものと考えておりますが、近隣市町や先進事例などを参考に研究してまいりたいと考えております。

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

国民健康保険税を滞納されている方に対しましては、面談において生活実態、就業状況及び所有財産など、まずは滞納となってしまっている原因について丁寧にお聞きをするよう努めております。その上で、期別（納期限）ごとの納付が困難な方であると判断した場合は、分割納付や徴収猶予など、個々の実情に合わせた納付方法の御案内をさせていただくこともございます。

また、面談などを通じ、生活保護やその他生活改善の支援が必要であると判断した場合は、担当する部署へ御案内するなど、滞納されている方の問題の解決につなげられるよう、より一層庁内の連携を図ってまいります。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

地方税法の規定に基づき、生活を著しく窮迫させることがないよう最低生活費を保障した上で滞納処分を行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

滞納されている方に対しましては、文書による納付催告を行うとともに納税コールセンターによる電話催告も実施しております。

また、滞納されている方との面談の機会の場合として、月に 2 回の夜間納税相談及び月に 1 回の休日納税相談を設けており、このような呼びかけでも納付・連絡が無い方に対しましては、財産調査を入念に行った上で、地方税法の規定に基づき、生活を著しく窮迫させることがないよう滞納処分を行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

面談等により滞納されている方の生活実態の把握に努めるとともに、財産調査を入念に行った上で、納付の資力が無いと確認した場合は、地方税法の規定に基づき他の諸税と同様に滞納処分の執行停止を適用しております。

(7) 傷病手当金を支給してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

傷病手当金の支給制度については、健康保険制度との整合を図るため、現時点では被用者のみを対象とする旨が国から示されております。

被用者以外の者への支給要件の拡大に係る要望事項につきましては、近隣市町とも連携し、機会を捉え、要望してまいります。

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

傷病手当金の支給制度については、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している現状を踏まえ、国内の感染拡大防止と被保険者支援を目的とし、国が緊急的・特例的な措置として全額の財政支援とともに条例の制定を全市町村に要請したことから、本市においても、国の基準に基づき、条例の改正を行い、実施しているところとなります。

同制度については、国が示しているように緊急的・特例的な措置であるため、国の定めを超えての運用については、国・県の動向を注視しながら、近隣市町とも連携を図りながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

(8) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

被保険者を代表とする委員について公募制としているところでございまして、現在3名の委員が公募による委員となっております。

なお、公募委員1名が欠員となっておりますが、こちらにつきましても、公募による再募集を行っております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国民健康保険運営協議会の委員は被保険者を代表とする者、保険医又は保険薬剤師を代表とする者及び公益を代表する者につきましては、委員数を三者同数とし、それぞれの立場の利害を調整して、国保事業の運営に関する重要事項を審議・検討していただいております。

今後も、市国保の安定的な運営とともに市民の意見が十分反映されるような運営につきまして、他市町の事例も参考に研究してまいりたいと考えております。

(9) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診断の受診率を向上させるための取組として、対象者が受診しやすい体制を整えるため、令和元年度から自己負担を無料としております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

肺がん検診及び大腸がん検診を実施医療機関において特定健康診査と同時に行っております。

特定健康診査につきましては、令和元年度から個別健診のみとしておりますが、各機関の診療科目や設備状況によりがん検診を実施しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

- ③ 2022年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

2022年度は、2020年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している影響により平年よりも受診率が低下することが見込まれますが、令和元年度から実施している専門の業者委託によるAIの分析等による未受診者への有効な受診勧奨、SMS（ショートメッセージサービス）配信を利用した勧奨、国保加入時の案内、広報の活用などにより受診率の向上を図る予定です。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び白岡市個人情報保護条例（平成7年白岡町条例第21号）の規定に準拠し、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努めております。

2. 後期高齢者医療について

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

少子高齢化が急速に進む中、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築するためには、負担能力のある方に可能な範囲で負担していただくことは必要であると考えます。

その場合においても、必要な受診が抑制される事態が生じないよう、高額療養費の制度や施行後3年間は外来患者の1月分の負担増を3,000円までに抑える配慮措置があることの周知に努めてまいります。

- (2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

独自の軽減措置をする予定はありませんが、外来については、施行後3年間は1月分の負担増を3,000円までに抑える配慮措置があること、また、高額療養費の制度については今ま

でどおりであることの周知に努めてまいります。

- (3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

所得にかかわらず被保険者を対象に無料の健康診査を実施し、その結果により、後期高齢者医療広域連合が保健事業の対象者を抽出し、市も広域連合と連携し、保健事業の実施に協力してまいります。

- (4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合におきまして、歯科健診結果を活用したフレイル対策及び生活習慣病重症化予防等の保健事業などを実施しており、市も広域連合と連携し、保健事業の実施に協力してまいります。

また、令和4年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を新たに実施しております。これらの事業を通じ、高齢者のフレイルや認知症の進行等の健康課題に対応し、地域全体で高齢者を支えるしくみの構築に努めてまいります。

- (5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

国民健康保険と同様の内容で健康診査及び人間ドックの検査費用の助成を実施しており、健康診査につきましては、令和元年度から被保険者の自己負担金を無料としております。

また、後期高齢者医療広域連合におきまして、無料の歯科健診を実施しております。これらの健診事業及び健康に関する周知啓発に引き続き努めてまいります。

がん検診につきましては、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診の対象年齢を区切ったうえで、無料クーポンを発行しております。

3. 地域の医療提供体制について

- (1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

地域の医療機関の充足は、市民の安心・安全を確保するために非常に重要です。国や県が実施する医療体制整備の施策を注視するとともに、適宜、市医師会等、関係医療機関等との情報共有を図ってまいります。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

埼玉県は、埼玉県地域保健医療計画や医師確保計画に基づき、必要となる医療関係の人材確保を推進しております。

計画によると、本市が所属する利根保健医療圏では、令和5年までに約900名の医師が必

要とされており、「奨学金貸与者の医師の誘導」や「大学医学部との連携」「医療従事者の処遇改善」などの施策を実施することとされております。

市といたしましても、医療従事者が安心して医療業務に携わり地域に定着できる環境整備は非常に重要であると考えておりますので、これらの施策を注視するとともに、市としても医療系大学・看護高等学校の実習生受入れを行うなど、必要な人材育成のために可能な限り協力してまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

令和3年2月以降、新型コロナウイルスワクチン対策室の設置及び増員を行い、適正な人員体制となるよう努めております。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

保健所は新型コロナウイルス感染症対策の要となる重要な機関です。市長会を通じて職員の増員や相談体制の整備などによる機能強化を要望しています。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

PCR検査につきまして、市独自での実施の予定はございませんが、埼玉県で実施しており、市が所管する事業所に対し周知しております。また、新型コロナウイルスワクチン接種が概ね完了したことにより、クラスターの発生リスクは大幅に低減されたものと認識しております。

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

現在、無症状の方を対象とした埼玉県PCR検査等無料化事業が埼玉県で実施されております。

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

新型コロナウイルスワクチンの接種については、現在、主に追加接種（4回目）の実進を進めております。対象者は原則として「60歳以上のかた」であり、3回目の接種から概ね5か月経過した対象者に接種券を送付しております。また、「18歳以上で基礎疾患を有するかた、その他重症化リスクが高いと医師が認めるかた」及び「医療従事者等、高齢者施設従事者等」については、市に申請することで随時接種券を交付しております。今後も接種の進捗状況などを確認しながら、適宜接種を進めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護保険料につきましては、介護保険事業計画期間の3年間における介護サービス給付費総額や被保険者数の見込みに基づいて算定しております。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

【回答】

令和3年度は4件の申請があり、減免を実施しました。令和4年度も令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）のある令和3年度分及び令和4年度分の介護保険料の減免申請を受け付けています。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

低所得者への保険料の軽減につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、第1段階から第3段階までの被保険者の介護保険料を引き下げたところです。

減免につきましては、災害による財産の著しい損害や、疾病や失業等による収入の著しい減少などの特別な事情により、負担能力が著しく低下し、保険料の全額負担が困難であると認められる場合に対応しますが、非課税・低所得者、単身者へ一律に保険料免除などを行う減免制度の実施は予定しておりません。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

高額介護サービス費支給制度により、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額を合算（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合算）し、上限を超えたときは、申請により、超えた分を後から支給していますので、市独自で助成する予定はありません。

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

特定入所者介護サービス費（補足給付）の見直しは、在宅で暮らす高齢者との食費・居住費に係る公平性や、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちのかたに負担能力に応じた負担をお願いする観点から行われたものです。

必要に応じてサービスを活用していただけるよう、制度の丁寧な説明、周知に努めてまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護については、市独自の事業として、住民税非課税世帯に対して自己負担した利用料の一定額を助成する「在宅介護サービス等軽減事業」を実施しています。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

介護施設などへの支援といたしまして、介護サービス事業所によるサービス継続ができるよう、一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも、報酬を減額しないことなどの柔軟な取扱いや、独立行政法人福祉医療機構による融資制度など、国からの情報について市が所管する事業所へ周知しております。

今後も、事業継続に関する情報提供など、継続してまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

市独自の支援としましては、市内の介護サービス事業所・施設などを対象として、新型コロナウイルス感染対策を目的として令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間に契約して納入された衛生用品の購入費に対し補助金交付を実施しました。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

介護事業所に対するPCR検査につきまして、市独自での実施の予定はありませんが、埼玉県が実施しており、市が所管する事業所に対して周知しております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホーム開設の許認可につきましては、埼玉県が行っております。

当市の特別養護老人ホームにつきましては、平成28年4月1日にずいせん長寿村が開所し、市内に4箇所整備されております。また、近隣市町においても特別養護老人ホームの開所が相次いでおり、当市における需要は概ね満たされていると考えております。

看護小規模多機能型居宅介護事業所については、令和3年2月に1か所開所となりました。今後は、定期巡回型・随時対応型訪問介護看護施設の整備を予定しております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

当市では、現在、地域包括支援センターを2か所設置しておりますが、少子高齢化が進展し要介護・要支援者の増加、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加など、高齢者をとりまく状況は変化しておりますので、地域包括支援センターの今後の在り方について検討し、高齢者の支援体制の充実を図ってまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

介護職員雇用推進事業のポスターやチラシを配布し、日々案内をしております。また、令和3年度は県の受託業者の説明会を2回開催しております。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

ヤングケアラーは、年齢などに見合わない重い責任や負担を負うことで、本来なら享受できたはずの、子どもとしての時間、子どもが本来享受しなければならない権利と引き換えに、家事や家族の世話をしているということが、社会問題化している一因であると考えており、支援が必要であると考えております。

当市の支援としましては、まずは、18歳未満を対象としたアンケート調査を実施し、実態を把握した上で、支援について検討したいと考えておりますが、取り急ぎ、児童・生徒に携わる教職員などを対象とした研修会などにより、実態や対応などの周知を図ることで社会的認知度を向上させていきたいと考えております。

また、ケースによっては、福祉の総合相談窓口を活用し、ヤングケアラーが抱えている課題解決を図るため、介護、障がい、子育てなどの多様な支援を一体的かつ重層的に行うことも想定されます。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

今後も高齢者数は増加するため、自立支援や重度化防止を行いながら、健康寿命を延ばすことが必要不可欠です。自助・互助・共助・公助で可能な限り住み慣れた地域での生活を維持できるように「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

高齢者数の増加に伴い、介護サービス利用者数も増加しております。今後も更なる増加が見

込まれることから、介護保険制度の公平性を確保するためにも、利用者負担は必要となります。所得等の要件を満たす場合は、負担軽減となる制度（負担限度額認定）やサービス利用が高額になった場合（介護医療合算・高額介護サービス費）にも、負担軽減制度があります。白岡市としては、介護保険居宅サービス等利用者負担額の助成制度もあります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】

福祉課では、マスクの寄付を募ったところ、多くの方々や会社からマスクの寄付をいただき、市内の障害者施設へマスクの配布を行うとともに、安心安全課において次亜塩素酸精製水を配布させていただいた経緯がございます。マスクにつきましては、枚数に限りはございますが継続して配布を行いたいと考えておりますので、必要な場合にはお申し出ください。

(2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、国の基本的対処方針が変更され、障害児者福祉施設などの職員に対し抗原定性検査キットによる頻回検査を実施するなど、重点的に感染対策を講じることとなりました。埼玉県では、抗原定性検査キットによる頻回検査費用の補助を実施することとなりましたので、当該補助金を御活用ください。

また、新型コロナウイルス感染症の疫学調査や感染者のフォローは、感染症法に基づき、保健所（埼玉県）が実施しております。

(3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】

行政の職員が施設の人手不足を担うことは、難しいものと考えております。

しかしながら、行政として集団感染が発生したことを想定した危機管理体制を整えておく必要性は認識しております。

(4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

新型コロナウイルスワクチンの初回接種（1回目、2回目）では、基礎疾患を有する者の接種順は「医療従事者」「高齢者」に次ぐ3番目に位置付けられ早期の接種が実施されました。追加接種（3回目、4回目）については、前回接種の実施日を基準として、現在は5か月後に接種することとされているため、接種の対象者は初回接種と同様に早期の接種機会が提

供されています。

入所施設等においては、囑託医等による訪問接種などが必要に応じて実施されています。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】

ヤングケアラーは、年齢などに見合わない重い責任や負担を負うことで、本来なら享受できたはずの、子どもとしての時間、子どもが本来享受しなければならない権利と引き換えに、家事や家族の世話をしているということが、社会問題化している一因であると考えており、支援が必要であると考えています。

当市の支援としましては、まずは、18歳未満を対象としたアンケート調査を実施し、実態を把握した上で、支援について検討したいと考えておりますが、取り急ぎ、児童・生徒に携わる教職員などを対象とした研修会などにより、実態や対応等の周知を図ることで社会的認知度を向上させていきたいと考えています。

また、ケースによっては、今後、設置される福祉の総合相談窓口を活用し、ヤングケアラーが抱えている課題解決を図るため、介護、障がい、子育てなどの多様な支援を一体的かつ重層的に行うことも想定されます。

障がいのある方が、親亡き後も地域で暮らせるように、緊急時の受入れ機能や地域の支援体制作りの役割を担う埼玉北地区地域生活支援拠点を令和3年3月22日に設置いたしました。設置後は、管内の通所・入所施設の職員への説明会を実施し、地域生活支援拠点の浸透を図るとともに利用者家族への周知を図っております。また、介護者が不在になるリスクの高い潜在的要支援者（療育手帳所持者）の状況把握と、現在、把握ができていない潜在的な要支援者（精神障がいがある方）の把握方法を検討しているところでございます。

医療的ケアが必要な方への支援としては、埼玉北地区地域自立支援協議会の中で「医療的ケア児者を考える医療・福祉等連携会議」を年2回開催し、医療機関関係者、特別支援学校教諭、相談支援事業所支援員、市町福祉課職員が参加し、各市町のハザードマップを基に避難場所を確認し、医療的ケア児者への対応について共有を図っております。今後は、福祉避難所開設訓練を特別支援学校で行い、医療的ケア児者が利用する福祉サービス提供事業所、病院の避難訓練方法を共有し、課題や問題点を把握した上で個別支援計画を作成する準備を進めてまいります。

- (2) 施設整備の充ちは必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

「埼玉北地区地域生活支援拠点（オリバ）」は、複数の事業所・機関による面的整備により推進してまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

「地域生活支援拠点プロジェクト」の段階において、緊急時対応意向調査として通所事業所通所者に対し、緊急時に望む支援などの調査を実施いたしました。また、勉強会や体験入所を実施し、地域生活支援拠点の整備に取り組んでまいりました。

今後も、利用者や利用者家族との触れ合いの機会をつくり、親しみを持っていただける拠点を目指してまいります。

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】

市内の入所施設、グループホームに在住する障害者の人数は、各施設から提出された「避難確保計画」から把握しております。

また、暮らしの場として、地域生活への移行には住まいの確保が必要と考えております。

グループホームなどの生活基盤整備については、障がい者の重度化、高齢化、「親亡き後」の生活を鑑み、周辺市町と連携し必要な量の確保に努めるとともに事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進してまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

障がいのある方が地域で暮らせるよう、緊急時の受け入れ機能や地域の支援体制づくりの役割を担う「埼葛北地区地域生活支援拠点（オリバ）」を令和3年3月22日に、白岡市保健福祉総合センター（はびすしらおか）内に整備いたしました。

- (3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】

障害福祉サービスではありませんが、帰省した際に利用できるサービスとして買物や散歩などに付き添う移動支援事業と一時預かりや送迎などを支援する生活サポート事業を実施しております。

4、重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

埼玉県では、所得制限の導入の理由について、「応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があります。また、他の二つの福祉医療においても同様の趣旨から所得制限を導入している。」としております。当市といたしましては、県の交付要綱に基づいて今後も事業を実施してまいります。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

当市では、平成29年1月診療分から、市内指定医療機関における現物給付を実施しております。

今後は、本年10月診療分から埼玉県内全域の一部保険医療機関を除いた保険医療機関において現物給付を実施する予定となっております。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

この事業は、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施しているため、県や県内自治体と連携しながら、その実施内容を検討してまいりたいと考えております。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

【回答】

担当者が支援に必要な知識を習得し、障がい者一人一人の状況に応じた支援ができるよう、県や地域自立支援協議会をはじめとした様々な研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努めてまいります。また、日々の生活を支援していくために医療機関と連携することは大切であると考えます。今後、市といたしましても医療機関と連携し、情報を共有しながら不安や戸惑いを抱える方の軽減を図れるよう取り組んでまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当市におきましては、県の補助金要綱に基づき実施しております。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

令和3年度の歳出額は、2,035,400円となっており、このうち埼玉県からの補助金が1,015,500円ですので、市の持ち出し金額は1,020,400円となります。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

この事業は、県の補助要綱に基づき実施しているため、県や県内自治体と連携しながら、その実施内容を検討してまいりたいと考えております。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

この事業は、県の補助要綱に基づき実施しているため、県や県内自治体と連携しながら、制度の改善などについても検討してまいりたいと考えております。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

この事業は、利用者からも大変支持されており、今後もこの事業を継続していくために、毎年、埼玉県に対して補助金の拡大について要望を行っております。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

当市では、福祉タクシー利用料金助成と同趣旨で実施している自動車燃料費助成（ガソリン券）のいずれかを対象者に選択していただいております。自動車燃料費助成事業との公平性を維持しながら、今後、対象者のニーズを捉え検討してまいります。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

当市では、介助者付き添いも含めて利用でき、所得制限、年齢制限などは設けておりません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

この事業は、障害を持つ方の社会参加の促進につながることから、補助事業の復活について、機会を捉えて埼玉県に対して要望してまいります。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

【回答】

指定福祉避難所の設定を検討するとともに、個別避難計画の活用については関係課と調整します。

個別避難計画につきましては、避難行動要支援者自身から避難先や避難時に配慮が必要な情報を提示していただくことで、実用性のある個別避難計画の作成に努めております。

- (2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

当市の避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲については、避難支援が必要な方は「その他支援を必要とする者」として名簿に登録することができます。

- (3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

【回答】

ハザードマップの全戸配布や職員出前講座などを通じ、地震・洪水の危険性を周知します。

- (4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所機能を持つ避難所を整備を関係機関と調整するとともに、福祉避難所と避難者の紐づけについては事例収集し、検討いたします。

- (5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

自宅や車中、他の避難者には、自主防災組織や行政区からの情報提供を受け、各組織を通じて救援物資を提供します。

- (6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

当市では、災害時の避難行動要支援者名簿情報については、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援など関係者その他の者に提供することができることとしております。

- (7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

危機管理の総合調整は、安心安全課が所管しています。よって、複合災害などが発生した場合は、安心安全課が主体となり、関係課と連携して対応することとしています。

また、保健所は地域保健法に基づき、県や指定都市などに設置され、広域的・専門的な保健サービスの提供を実施する機関として位置付けられています。災害や感染症発生時には、中心的な役割を担い、市町村の指導やフォロー、広域的な対策を実施していくこととなります。

市は地域防災計画に基づき、市内の救護所の設置や救護活動、感染症の予防対策などを可能な限り実施していくこととなりますが、非常時には、必要に応じて、密に連携・情報交換し、互いの機関の機能を補完し災害に対応していくこととなります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

当市においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の理由にかかわらず、新設、削減、廃止を予定している事業はございません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和4年4月1日現在の保育所等待機児童数は、19人となっております。利用申請数824人のうち、入所児童数は777人であり、潜在的な待機児童28人を含む47人が入所保留児童となっております。

潜在的な待機児童の内訳といたしましては、①「認可外保育施設を利用している児童が3人
②「保護者が求職活動を休止している児童」が14人、③「他に入所可能な保育所などがあるにもかかわらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童」が1人、
④「保護者が育児休業中の児童」が10人などとなっております。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日現在の既存保育所の定員は、731人となっております。定員の年齢別の内訳といたしましては、0歳児が59人、1歳児が132人、2歳児が140人、3歳児が133人、4歳児が133人、5歳児が134人です。

定員の弾力化が可能なすべての既存保育所につきまして、受け入れ増員の協力をいただいております。弾力化後の受け入れ可能人数は、811人(+80)となっております。定員の年齢別の内訳といたしましては、0歳児が66人(+7)、1歳児が157人(+25)、2歳児が171人(+31)、3歳児が139人(+6)、4歳児が139人(+6)、5歳児が139人(+5)です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

当市においては、年々保育所の利用申込みが増加していることや、令和元年10月から幼児教育・保育無償化が実施されたこと、平成30年度に実施したアンケート調査の結果などを踏まえ、令和2年3月に第2期「白岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。そのなかで、引き続き、現在の市内3つの公立保育所を維持していくとともに、5つの私立保育所、及び6つの私立小規模保育事業所の協力を得ていく必要があると考えております。

今後は、この計画に基づき、令和6年4月に定員90人の民間保育施設を民間の認可さらに、利用申込みの増加に対応し、待機児童の状況を改善するために、第2期「白岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、令和4年度以降の認可保育所等の設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童の受け入れにあたりましては、枠の制限があるものではございませんが、保育士の配置を手厚くするなど、児童の発達に応じた必要な支援を提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

また、補助金の増額につきましては、市の財政状況から、現時点では独自補助は困難と考えますので、国へ要望してまいりたいと考えております。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可施設移行に伴う施設整備事業費の増額につきましては、国が毎年度、補助額の増額を行っております。一方、市の財政状況から、現時点では独自補助は困難と考えますので、国に対し、さらなる増額対応を要望してまいりたいと考えております。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

当市内には公立保育所3、私立保育所5、私立小規模保育事業所6がございます。保護者の皆様が保育所を選択するに当たっては、御自宅との距離や職場への通勤経路・時間、保育内容など様々な要因がありますが、できる限り希望される保育所に入所できるよう努めております。各保育所におきましては、昨年から、手指消毒や定期的な換気、遊具の消毒、毎日の体調確認など、できる限りの新型コロナウイルスの感染防止対策に努めております。こうした厳しい状況の中ではありますが、それぞれが一人一人のお子様に対しきめ細やかに対応し、安全安心な保育に努めているところでございます。

なお、当市の公立保育所では、一部の年齢で国の配置基準を上回る保育士を配置する他、人数の多いクラスの補助者の配置や、障害児の状況に応じて加配を実施いたしまして、一人一人の状況を細やかに観察し、ゆとりを持って対応できるよう引き続き努めてまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士を自治体間で取り合うような独自の処遇改善は好ましくありませんが、離職防止や保育体制の充実を図るための保育士全体の処遇改善は、必要であると考えております。

今後も、保育士の確保に際しましては、適正な人員確保に努めていきたいと考えております。

なお、「自治体独自の保育士の処遇改善」につきましては、保育士への家賃補助や試験手数料の補助など、市独自の支援策も非常に有効であると考えてはおりますが、市の財政状況から、現時点では独自補助は困難と考えますので、埼玉県社会福祉協議会が実施している、保育士を目指す学生への入学貸付や保育所へ再就職する潜在保育士への就職準備金貸付事業の案内や周知を市民や保育士の方々へ行ってまいりたいと考えております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

保育所に入所している3歳児以降（2号認定こども）の副食費が施設からの徴収となることに伴い、国は、低所得世帯などへの配慮として、年収360万円未満相当の世帯については、副食費を免除し、その分は施設給付に加算することとしております。

副食費の額につきましては、質の担保された給食を提供するために、市内の各保育施設とも国が目安とした月額4,500円で設定いたしました。

なお、市では、副食費の免除対象者ではない世帯（年収360万円以上相当の世帯）につきましては、従来から副食費を含めた保育料を設定しており、無償化に伴う世帯の負担増とはな

りませんので、市独自の軽減措置は予定しておりません。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

市内に4か所ございます認可外保育施設に対しましては、家庭的保育事業所1箇所については、立ち入り検査を実施し、企業内保育施設3か所については、書面による検査を実施し、それぞれの保育の実施内容について確認し、国の定めた基準を満たすよう、指導監督を行っております。監査結果につきましては、各施設とも概ね基準を順守しております。

施設が基準を満たし、安心安全な保育が実施されるよう、引き続き指導監督を行ってまいりたいと考えておりますが、現時点では市内には重大な基準違反となる施設はございませんので、市独自の基準による厳格化は予定しておりません。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

保育所での保育については、子ども・子育て支援新制度開始後も引き続き、市町村が保育の実施の義務を担うこととなっております。

当市においては、年々保育所の利用申込みが増加していることから、現在の市内3つの公立保育所を維持していく必要があると認識しており、引き続き、育児休業取得による上の子の退園などによる保育の格差が生じないように配慮してまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

当市では、待機児童解消のため、学童保育所の整備を順次進めております。令和3年度に1クラブ整備し、今年度も1クラブの整備を予定しております。今後も保育需要を見極めながら、予算確保に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、

両事業の普及に努めてください。

【回答】

当市では、「処遇改善等事業」、「キャリアアップ改善事業」を活用しております。放課後児童支援員の処遇改善については、指定管理者に対して、こうした補助事業の活用も説明し、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

当市では、公設の児童クラブを指定管理者により運営しております（公立・民営）。県単独事業の内容を決定する立場にございませんが、入所児童の適正処遇の観点から支援員の配置の充実に努めてまいります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

当市では、平成29年1月から対象年齢を「18歳年度末」まで拡充し、助成しています。今後も引き続き継続してまいります。

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

現時点では、実施予定はありません。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

国や県への要望は、毎年行っております。
今後も引き続き継続して要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活保護の受給をためらうことで命に係わる事件が起こらないように、生活保護制度を紹介する「しおり」を作成（令和2年5月改訂）し、利用者の権利について説明を行っております。

また、生活保護を必要としている方に適切に制度を利用いただくために、生活相談の段階から生活保護制度の説明を丁寧に行うとともに、相談者の状況を十分に把握した上で活用可能な社会資源の検討を行っております。

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護法第4条第2項では、民法に定める扶養義務者の扶養は、生活保護法に優先して行われると位置づけられており、これに基づいて扶養能力調査、いわゆる扶養調査を実施しております。

一方で、行政が家庭の問題に立ち入ることは慎重を期すべきであり、保護が必要な人が、保護を受ける妨げとならないよう、対応していくことが求められます。

そのため、当該扶養義務者が被保護者である者、社会福祉施設入所者である者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、おおむね70歳以上の高齢者など扶養の履行が期待できない場合や、また、要保護者の生活歴などから特別に事情があり、明らかに扶養ができない者、夫の暴力から逃れてきた母子など、当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより、明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、扶養の履行が期待できない場合等につきましては、扶養義務者に対して直接照会することが真に適切でない場合として扶養能力調査を行わないように取扱っております。

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

ケースワーカーは、多種多様な相談事例に対応し、相談者の状況に応じた適切な助言などを行わなければならないなど、幅広い知識や専門性が求められます。

また、担当する被保護者の個人情報も数多く取り扱っております。

このことから、引き続きケースワーク業務につきましては、外部委託することなく、市職員が直接行うよう努めてまいります。

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

保護開始（変更）決定通知書の様式については、白岡市生活保護法施行細則第 4 条第 1 項第 1 号に規定しております。生活扶助をはじめとした各扶助項目の額や最低生活費などを示し、決定に至る過程を明確にしたものとしております。

また、扶助費の明細や計算方法に関する疑問などには、丁寧に対応してまいります。

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

当市におきましては、厚生労働省が示すケースワーカーの標準数については充足しております。

社会福祉士や社会福祉主事の任用資格を有した職員の配置についても、人事部局に要望を続けております。なお、人事異動に伴い社会福祉主事の任用資格のない者が配属になった場合は、通信課程の受講により、任用資格取得に努めております。

また、ケースワーカーの対応力向上のため、県などが実施する研修や近隣の福祉事務所との合同研修への積極的な参加及び担当内での研修会を実施するなど、困難事例が発生した際の対応方法の情報共有を図り、OJTにも努めております。

6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】

当市における無料低額宿泊所入所者は、減少傾向となっております。また、本人が希望しない無料低額宿泊所への入所案内はしておらず、入所後は、本人の意思を尊重しながら居宅生活への移行を支援しております。

- 7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

教育、税、人権担当などの庁内関係課や民生委員・児童委員などと連携を図り、生活困窮者の発見に努めるとともに、生活困窮者自立相談窓口と生活保護担当窓口で情報共有を行うことにより、適切な支援を実施しております。

以上